



目的

生徒指導規程は、規範意識と判断力を身につけ、自分の行動に責任をもち、自立した学校生活を送るための自己指導能力を育成し、すべての児童が安心して学校生活を送るために必要な事項を定めています。

1 育てたい力

(1) 自己肯定感の育成

児童が学校生活の中で自分の存在感を味わうことができ、集団への所属感が持てるよう指導する。

(2) 自律意識の育成

児童が、社会のルールを守り、互いをかけがえのない存在として認め合い、よりよい社会を実現するために貢献できる人間になるように指導する。

(3) 自己責任感の育成

児童が自分の行動をふり返り、自分がかかわったことについて、他人の責任にすることなく、自分で責任をとっていくといった姿勢を育てる。

2 学校生活に関すること（「ひびっ子のきまり」参照）

(1) 登下校について

- ①決められた通学路を通過して登校班で並んで登校し、8：15までに教室に入っておくこと。
- ②夏季、冬季における服装の期間を守ること。
- ③冬季の防寒着は、学校のきまり等を確認した上、正しく着用すること。

(2) 学習規律について

- ①授業開始時間を守る。授業開始のチャイムが鳴った時には、授業の準備をして、無言着席しておくこと。
- ②許可なく校外へは出ないこと。
- ③体育の時間は体操服で学習する。見学の場合は、決められた服装で課題に取り組むこと。

(3) 持ち物について

- ① 学校生活に必要なものを持ってこないこと。（漫画、アクセサリ、飾り、ゲーム、菓子類、ジュース類、不要なお金、CD、USB等）
- ②携帯電話は持ち込みを禁止とする。
やむを得ず携帯電話を持ち込む必要がある場合は、別途学校に相談する。
- ③装飾・装身具は禁止とする。
（口紅、色つきリップクリーム、マニキュア、指輪、ミサンガ等）

(4) 頭髪について

- ①清潔で自然な髪型にする。過剰な染色や脱色、剃り込みなどしないこと。

②学習にふさわしい自然な髪型にすること。

- ・前髪は目にかからず眉毛が見えるようにする。前髪が目にかかる場合は、必ず髪留めでとめる。
- ・横髪、後髪が襟にかかるようなら、後ろで束ねてゴムで結ぶ。ゴムで結ぶ位置は耳より後方とし、学習の妨げにならないように結んだ髪は肩の後ろへもっていくこと。また結んだ髪が上や横に跳ねないようにすること。
- ・髪を結ぶゴムは黒紺茶色とし、リボン等の飾りは不可とする。

3 校外での生活に関すること（「ひびっ子のきまり」参照）

(1) 校外での過ごし方について

- ① 外出時や自転車に乗る時など、事件や事故に巻き込まれないように安全に過ごすこと。

4 特別な指導に関すること

(1) 問題行動への特別な指導

次の問題行動を起こした児童で、教育上必要と認められる場合は特別な指導を行う

①犯罪行為

暴力行為、建造物・器物破損、喫煙、飲酒、薬物等乱用、窃盗、万引、金品強要、金品持ち出し、刃物等危険物の所持

②いじめ

③授業規則違反

授業妨害、授業エスケープ

（私語、暴言、大声、音を出す、勝手な離席・移動、指導者の指導を無視する等、授業の進行に支障となる行為や教室からの飛び出し等）

④学校のきまり違反

服装・頭髪違反、遅刻（故意に自分の意志によるもの）、無断外出、無断早退、不要物・危険物の所持。

(2) 特別な指導の実施について

①特別な指導は次の方法で行う。

- ・反省指導（事実確認及び説諭、反省文の作成等）
- ・反省活動（奉仕作業等）
- ・別室指導（説諭、課題学習、奉仕作業等）

②特別な指導の期間は、次の通りである。

- ・1単位時間45分間で行う。
- ・違反の繰り返しや、著しい違反、指導に従わない場合等は、状況に応じて指導の期間を決定していく。

③尾道市教育委員会及び必要に応じて、関係機関との連携をとって指導を行う。（スクールカウンセラー、子ども家庭センター、警察）

4 その他

(1) 他の児童の安心や安全を脅かす行為があった場合は、一時的に教室を離れて指導を行うこともある。

(2) 本事項に規定していないものについては、管理職、生徒指導部、PTA本部役員等と相談の上決定する。

